

# 安全・安心まちづくり

## 犯罪対策閣僚会議における安全・安心まちづくり

戦後長い間、年間 140 万件前後で推移していた刑法犯の認知件数が、平成 14 年に約 285 万件と 7 年連続で戦後最多を記録し、刑法犯検挙率は過去最低の水準となった。これをきっかけに、政府は平成 15 年 9 月から、内閣総理大臣が主宰し、全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」を開催している。そして平成 15 年 12 月、この「犯罪対策閣僚会議」において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が決定した。この行動計画の骨子として、「**地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現**」が挙げられた。

上記の行動計画を基に、平成 17 年 6 月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において、「**安全・安心なまちづくり全国展開プラン**」及び都市再生プロジェクト「**防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築**」が決定され、両者を調和させて推進していくこととなり、警察庁及び都道府県警察も、これらの取り組みに積極的に参画している。

このような流れの中で、「安全・安心なまちづくり」というキーワードが全国的に浸透していった。

## 各関係省庁の「安全・安心まちづくり」関連施策

### 警察庁→「空き交番」の解消

「空き交番」(警察官の不在が常態化している交番)は平成 16 年時点で全国の交番の約 30%に当たる 1925 か所あり、凶悪犯罪の増加など治安状況の悪化に伴い、不安を訴える住民の声が高まっていた。

そこで警察庁は、すべての都道府県警察において、警察官の増員配置や交番の統廃合などを進めるなど、空き交番を解消するための 3 か年計画を実施し、計画通り平成 19 年 4 月 26 日には、全国の空き交番がゼロとなったことが発表された。具体的な解消策は以下の通りである。

- 警察庁は交番勤務の警察官を増員するよう各都道府県警に指示。その結果、4400 人増員。(現役の

増員以外にも、警察官 OB も積極的に活用。OB を交番相談員として交番に配置するケースは全国で約 2700 人から約 5600 人に倍増。)

- 交番の統廃合や官舎を兼ねた駐在所への転換。全国の交番数は 5%減の 6185 か所になったが、1 か所当たりの警察官配置を充実させた。

(平成 19 年 4 月 26 日共同通信の記事より)

### 文部科学省→学校の安全対策の推進

平成 17 年度から、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するため、各学校の巡回指導等を行うスクールガード・リーダーを全国に配置するとともに、実践的な取り組みを実施するモデル地域の指定等を行う「**地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業**」を実施している。

### 総務省→頑張る地方応援プログラム

総務省では、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講じる「**頑張る地方応援プログラム**」を平成 19 年度からスタートさせている。その公募の際のカテゴリが 10 あり、そのうちの 9 番目が「安全・安心なまちづくりプロジェクト」となっている。→**頑張る地方応援プログラム**(総務省ホームページ内)

<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/index.html>

### 各地域の「安全・安心まちづくり」関連施策例

- 地域における安全・安心まちづくり条例などの生活安全条例の制定や指針の策定
- 安全・安心まちづくり協議会やプロジェクトの結成・実施
- 行政・警察・企業間における安全・安心まちづくりに関連した覚書や協定の締結